

個人情報の事務処理・ 情報公開制度の利用 状況を公表します

※(±は前年比)

個人情報の事務処理状況
平成15年度のコンピューターによる個人情報の事務処理状況は、次のとおりです。

住民基本台帳登録者数	71,748人 (-116人)
介護保険被保険者証交付者数	16,592人 (+3,507人)
介護保険料納付義務者数	16,514人 (+3,482人)

情報公開制度の利用状況
平成15年度に広域連合の保有する行政文書を公開した状況などは、次のとおりです。

実施機関別の行政文書の開示請求件数

実施機関の区分	件数
広域連合長	1(+1)
選挙管理委員会	0(±0)
監査委員会	0(±0)
議会	0(±0)
計	1(+1)

行政文書の開示請求に関する決定の状況

開示	部分開示	非開示
0(-1)	0(±0)	0(±0)
不存在	取下げ	計
0(±0)	1(+1)	1(+1)

編集後記

今回表紙の写真を撮影させていただいたのは、私の地元大野村で、デイサービスを利用していらっしゃる皆さんです。ぎこちないカメラマンだったにもかかわらず、笑顔でご協力いただきました。(附柳)

今年もやります 介護保険料の減額制度のお知らせ

久慈広域連合では、所得段階が第2段階で生活に困窮し、介護保険料の納付が困難と認められる人の介護保険料を軽減しています。下記の要件に該当する人は広域連合または、市町村の介護保険の担当窓口で申請してください。

《対象者》

下記のすべての要件に該当する人が対象となります。

- ① 世帯員全員が住民税非課税（所得段階2段階）であること。
- ② 世帯の年間収入が120万円以下（世帯員3人目からは、1人につき40万円を加算）であること。
※遺族年金や各種給付金、仕送りなども収入に含みます。
- ③ 住民税課税者と生計を共にしていないこと。
- ④ 資産などを活用しても、生活が困窮していると認められること。

※ 減額の効力は認定された年度内で、申請の受付は毎年所得段階が決まってから（7月中旬）となります。

《承認後の介護保険料》

第2段階の保険料 年額27,000円	➡	第1段階の保険料 年額18,000円
------------------------------	---	------------------------------

※ 保険料の減額は、承認されたのち変更されます（ただし、承認前の納期の保険料は減額されません）。

《申請に必要なもの》

- ・介護保険料減免申請書
- ・収入状況等申告書兼収入状況等調査同意書
- ・介護保険料納入通知書または特別徴収額決定通知書
- ・収入額を証明できるもの（確定申告書・所得証明書・年金振替通知書など）
- ・家計状況がわかるもの（預貯金通帳など）

《申請・問い合わせ》

久慈市	介護支援課（元気の泉）	☎ 0194 (61) 1 1 1 2
種市町	福祉課	☎ 0194 (65) 5 9 1 5
野田村	保健福祉課	☎ 0194 (78) 2 9 2 7
山形村	住民生活課	☎ 0194 (72) 2 1 1 1
大野村	住民生活課	☎ 0194 (77) 2 1 1 1
普代村	保健福祉課	☎ 0194 (35) 2 1 1 4
久慈広域連合		☎ 0194 (61) 3 3 5 5